

大府市指定給水装置工事事業者制度の更新制及び指定事項の変更等について

水道法が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者の指定更新制度が導入されました。この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から **5年間** となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。指定の更新を受けなかった場合、本市の指定の効力を失いますのでご注意ください。

記

1 令和7年度更新対象事業者

指定更新を受けた日	更新期限
令和2年4月2日 ～ 令和3年4月1日	許可日から5年後

※上記期間に指定を受けた事業者様には通知を致しません。指定の更新をされる場合は、有効期間内に更新手続きをお願いいたします。

※更新期限はホームページで確認できます。

[大府市ホームページ] → [くらし] → [道路・河川・水道・下水道] → [水道] → [事業者の方へ] → [給水装置工事関連] → [大府市指定給水装置工事事業者] → [大府市指定給水装置工事事業者一覧]

2 更新申請時に必要な提出書類

新規指定時の申請書と同様

- (1) 様式第1
- (2) 様式第2（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- (3) 機械器具調書及び写真
- (4) 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し
- (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの
（免状又は技術者証の原本もしくは写し）
- (6) 事務所の位置図及び写真（外観及び事務所内）

※申請書類 URL：https://www.city.obu.aichi.jp/shinseisho/s_suido/1005789.html

3 提出期限

指定を更新する場合は、更新期限の2ヵ月前までに更新書類の提出が必要です。また、更新書類は、更新期限の5ヶ月前から提出可能です。指定の更新に関して、通知を致しませんので、計画的に書類の提出をお願いします。

4 アンケート

納付書と併せてアンケートを送付しますので、提出締切日までに回答してください。

【確認内容】

- (1) 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- (2) 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- (3) 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- (4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

5 更新に係る手数料

更新の際、指定給水装置工事事業者の更新手数料 10,000 円が必要となります。納付書が届きましたら、納付期限までに納付してください。

6 スケジュール

スケジュール例(9月29日期限の場合)

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
更新書類提出						
納付書発行						
手数料納付						
事業証発行						
HP 公開						

【凡例】 指定工事事業者：  大府市： 

7 指定事項の変更及び事業の廃止・休止・再開

指定事項（給水装置工事主任技術者を含む）に変更のあったときは、変更があった日から 30 日以内、給水装置工事主任技術者が欠けた場合は、当該理由が発生した日から 14 日以内に、変更の届出を提出する必要があります。事業の廃止・休止をしたときは当該事項の発生日から 30 日以内、事業を再開したときは再開日から 10 日以内に、届出を提出する必要があります。

変更等があるにもかかわらず届出をしていなかった場合は、**指定の更新を受けることができません**。また、変更等の届出をしない場合、**指定を取り消す場合があります**。遅滞なく、届け出漏れの無いよう、ご注意ください。

法人、個人のいずれかにより添付する書類が異なります。ご注意ください。

[法人]

	変更が生じた内容					備考
	事業所の 名称及び 所在地	代表者の 氏名	役員の氏 名	主任技術者 の選任・解任	事業の廃止・ 休止・再開	
指定事項変更届 出書	○	○	○	○		
誓約書		○	○			
主任技術者選任・ 解任届出書				○		
廃止・休止・再開 届出書					○	
履歴事項全部証 明書（原本）	○	○	○			3 か月以内 のもの
定款の写し	○	○				原本証明が 必要
主任技術者免状 の写し又は主任 技術者証の写し				○		解任のとき は不要
提出期限（変更のあった日から）						
	30 日以内	30 日以内	30 日以内	30 日以内 欠けた場合 の選任は 14 日以内	30 日以内 再開は 10 日 以内	

[個人]

	変更が生じた内容				備考
	事業所の名称（屋号）及び所在地	代表者の氏名	主任技術者の選任・解任	事業の廃止・休止・再開	
指定事項変更届出書	○	○	○		
誓約書		○			
主任技術者選任・解任届出書			○		
廃止・休止・再開届出書				○	
住民票の写し（原本）	○	○			3か月以内のもの
主任技術者免状の写し又は主任技術者証の写し			○		解任のときは不要
提出期限（変更のあった日から）					
	30 日以内	30 日以内	30 日以内 欠けた場合 の選任は 14 日以内	30 日以内 再開は 10 日 以内	